

Title	裁判を受ける権利と上訴制度：裁判所による権利侵害と権利保護
Author(s)	片山, 智彦
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40128
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	片山智彦
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第12912号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	裁判を受ける権利と上訴制度 －裁判所による権利侵害と権利保護－
論文審査委員	(主査) 教授 松井 茂記 (副査) 教授 中山 勲 教授 池田 辰夫

論文内容の要旨

本稿は、日本国憲法、とりわけ憲法32条と上訴制度の関係を考察することを目的とするものである。その際、日本の訴訟法が伝統的にその影響を強く受けてきたドイツの判例・学説との比較に基づいて、判例の動きにも留意しつつ、日本における憲法と上訴制度の関係に関する議論の問題点と今後の課題について検討を加える。まず、第1部では、ドイツ連邦共和国基本法（基本法）と上訴制度をめぐるドイツの議論を検討する。その結果、ドイツでは、確かに連邦憲法裁判所は憲法上の上訴権そのものは承認してはいないが、既に法律で許されている上訴の不当な制約は、基本法19条4項や法治国家原理に基づく実効的権利保護の要請に反すると考えている。また、連邦憲法裁判所の負担の増大を一つの背景として、審尋請求権の侵害などについて、専門裁判所による基本権侵害の除去が憲法上の要請であるとも考えられるようになっている。他方で、学説の中には、基本法19条4項から憲法上の上訴の保障を一般的に認めようとする注目すべき学説も現れている。つづいて、第2部では、憲法と上訴制度の関係についての日本の判例・学説について考察する。日本の通説・判例は、憲法から上訴の保障を導くことを否定している。しかし、日本でも、憲法32条から公正な手続を求める権利、実効的権利保護請求権を導く近時の学説の動きや統合的デュール・プロセス論の提唱などを受けて、憲法から何らかの上訴の保障を導こうとする学説が主張されている。もとより、日本国憲法の下でも、憲法に違反する裁判に対しては憲法81条によって最終的には最高裁判所の審査を受ける途が保障されている。しかし、最高裁判所の負担、あるいは、憲法や法律に違反する裁判による権利侵害に対して実効的な救済が与えられるべきであるという観点から、憲法上の上訴の保障の問題を再検討する必要があると考えられる。その際には、国家行為の適法性の中立的な第三者による審査という、違憲審査制度や行政行為についての司法審査制度の趣旨が重視されるべきである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、裁判所による裁判が国民の権利を侵害した場合にどのような救済がありうるのかを検討したものであり、その検討の素材としてドイツの連邦憲法裁判所・専門裁判所の判例や学説をまとめ、さらに日本の最高裁判所の判例及び学説を整理したものである。その中で本論文では、裁判に対する救済としての上訴の可能性に焦点を当てて、一

般には認められていない、上訴の権利を認めることの可能性を探ろうとしている。憲法と民事訴訟法の接点のようなこの問題については、従来憲法学でも民事訴訟法学でも十分な検討が行われてこなかっただけに、本論文の価値は高く、またドイツ及び日本の判例・学説を丹念に整理検討する手法はきわめて精緻であり、本論文は憲法学・民事訴訟法学にも多大な貢献をするものと考えられる。よって、本論文は、博士号授与の要件を十分満たしていると考えられる。